八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十六年十一月二十五日
十一　発行価格　イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円一厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三厘八毛
十二　償還期限　平成二十七年三月二日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十六年十一月二十五日

○経済産業省環境省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十二年経済産業省環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.678
東北電力株式会社	0.591
東京電力株式会社	0.530
中部電力株式会社	0.513
北陸電力株式会社	0.630
関西電力株式会社	0.522
中国電力株式会社	0.719
四国電力株式会社	0.699
九州電力株式会社	0.613
沖縄電力株式会社	0.858
イーレックス株式会社	0.500
一般財団法人中之条電力	0.513
一般社団法人電力託送代行機構	0.397
出光グリーンパワー株式会社	0.644
伊藤忠エネクス株式会社	0.380
エネサーブ株式会社	0.617
荏原環境プラント株式会社	0.000
王子製紙株式会社	0.442
オリックス株式会社	0.539
株式会社イーセル	0.315
株式会社うなかみの大地	0.246
株式会社エヌパワー	0.476
株式会社エネット	0.423
株式会社Ｆ－Ｐｏｗｅｒ	0.491
株式会社グローバルエンジニアリング	0.609
株式会社ケーキューピック	0.039
株式会社ＣＮＯパワーソリューションズ	0.620
株式会社Ｇ－Ｐｏｗｅｒ	0.139
株式会社トヨタ－ビンアンドシステム	0.459
株式会社南和	0.591
株式会社日本セレモニー	0.641
株式会社Ｖ－Ｐｏｗｅｒ	0.208
株式会社フォレストパワー	0.146
株式会社ベイサイドエナジー	0.627
サミットエナジー株式会社	0.492
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	0.420
ＪＥＮホールディングス株式会社	0.501
志賀高原リゾート開発株式会社	0.165
シナネン株式会社	0.452